

津久井やまゆり園指定管理者募集要項

神奈川県

平成 26 年 4 月

目 次

1	はじめに.....	1
2	施設の概要.....	1
	（1）名 称.....	1
	（2）所在地.....	1
	（3）施設の設置目的.....	1
	（4）施設等の概要.....	1
	（5）施設の役割.....	2
3	申請資格等.....	3
	（1）申請資格.....	3
	（2）留意事項.....	3
4	申請の手続.....	3
	（1）申請書類の提出.....	3
	（2）現地説明会の開催.....	4
	（3）質問事項の受付.....	4
	（4）申請にあたっての費用負担.....	4
5	申請のための書類等.....	4
	（1）申請書類.....	4
	（2）申請書類の提出部数.....	6
	（3）留意事項.....	6
6	選定方法等.....	7
	（1）選定基準.....	7
	（2）選定手続.....	10
	（3）選定結果の通知・公表.....	10
	（4）留意事項.....	10
7	指定管理業務開始までのスケジュール（予定）.....	10
8	選定過程等の公表について.....	11
9	指定の期間.....	11
10	指定管理者が行う業務.....	11
	（1）施設及び設備の維持管理業務.....	11
	（2）施設の運営に関する業務.....	11
	（3）業務の第三者への委託.....	12
	（4）留意事項.....	12
11	管理に要する経費.....	13
	（1）指定管理業務に係る経費.....	13
	（2）指定管理料の変更等.....	13
	（3）管理口座・区分経理.....	14
12	管理の基準.....	14
	（1）関係法令等の遵守.....	14

(2)	文書の管理・保存.....	15
(3)	守秘義務.....	15
(4)	個人情報の保護.....	15
(5)	情報システムの管理.....	15
(6)	情報公開.....	15
(7)	環境への配慮.....	15
(8)	日報・月報の作成及び報告.....	16
(9)	実績報告書等の提出.....	16
(10)	事業計画書等の提出.....	16
(11)	実績報告書及び事業計画等の公表.....	16
(12)	保険の付保.....	16
13	県と指定管理者のリスク分担.....	18
14	協定の締結.....	19
(1)	基本協定に盛り込む事項.....	19
(2)	年度協定に盛り込む事項.....	19
(3)	協定が締結できない場合の措置等.....	19
(4)	その他協議すべき事項.....	20
15	事業実施状況のモニタリング（監視）等.....	20
(1)	県によるモニタリング（監視）の実施.....	20
(2)	県の監査委員による監査.....	20
(3)	県との協議.....	20
16	指定の取消し等.....	20
(1)	指定の取消し事由等.....	20
(2)	指定が取り消された場合等の賠償.....	21
17	その他の事項.....	22
(1)	事故、災害等への対応.....	22
(2)	業務の引き継ぎについて.....	22
(3)	利用料金について.....	22
(4)	ネーミングライツパートナー制度 [*] について.....	22
18	申請関係様式.....	23
19	参考資料等.....	23
20	問い合わせ先.....	23

1 はじめに

津久井やまゆり園は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設として、神奈川県が設置しました。

平成17年4月からは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）第3条の規定に基づき、県が指定した指定管理者が施設の管理に関する業務を実施しておりますが、指定期間の満了に伴い改めて指定を行うため、指定管理者を広く募集することにしました。

2 施設の概要

- (1) 名称 津久井やまゆり園
- (2) 所在地 相模原市緑区千木良476番地
- (3) 施設の設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設として、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うほか、診療等を行うこと。

(4) 施設等の概要

構造等	鉄筋コンクリート造 地上2階外		
	管理棟	1階：作業部門 2階：管理部門・診療所	平成8年3月建築
	居住棟(西)	1階：みのりホーム つばさホーム 2階：すばるホーム いぶきホーム	平成8年3月建築
	居住棟(東)	1階：にじホーム はなホーム 2階：ゆめホーム のぞみホーム	平成6年3月建築
	その他	福祉従事者公舎 厨房棟 体育館 作業棟 等	平成7年10月建築 平成6年3月建築 平成8年3月建築 昭和58年3月建築
延床面積	11,885.76㎡		
敷地面積	30,890.06㎡		
定員	障害者支援施設 入園定員 160名 内訳) 施設入所支援 150名 短期入所 10名 生活介護 160名		
その他	設備、職員の配置状況等については、別紙「津久井やまゆり園の維持管理及び運営等に関する業務の基準」のとおり		

(5) 施設の役割

津久井やまゆり園は、次の4つの機能を相互に関連させた総合的なサービスを提供しています。

機 能	内 容
入所機能	重度・重複障害等、民間施設では対応が難しい知的障害者を積極的に受け入れる。
地域サービス機能	地域の拠点施設として、地域で生活する障害児・者支援のための各種相談事業等を実施するとともに、関係機関との連携を図り、障害福祉サービスを総合的に調整し、推進する。
診療機能	利用者のさまざまな障害、慢性疾患、生活習慣や老化等に伴う疾病に関する医療や健康管理を行う。
地域活動支援機能	地域に根ざした施設として、地域交流、施設開放を積極的に行い、地域との連携を図るとともに、ボランティアの養成、支援や研修生、実習生の受入を行い、福祉人材の養成を行う。

また、県立施設として、次の政策課題にも対応する必要があります。

政策課題	説 明
県立直営施設入所者の地域生活移行	県立直営施設に入所する利用者は、入所期間が長期化等することにより、本来の施設機能と利用者の実態がかい離する状況にあります。 そこで、そうした利用者の地域性等を考慮し、指定管理施設で受け入れるとともに、グループホーム等への地域生活移行を進める等、県立直営施設と共同で障害程度が重度の障害者の地域生活移行推進に取り組んでいただきます。
加齢児の障害福祉サービスへの移行	県所管域の福祉型障害児入所施設には、児童福祉法年齢である18歳を超えた、いわゆる加齢児が多く入所しています。加齢児については、平成24年度の児童福祉法の改正により、平成29年度末までに年齢に応じたサービス（グループホームや障害者支援施設等）へと移行させる必要があります。 しかしながら、障害児入所施設に残っている加齢児は、行動障害等があり、民間施設での受入が難しい状況にあります。そのため、指定管理施設での受入を推進するなど、加齢児解消に向けた取組みに協力していただきます。

3 申請資格等

申請は、社会福祉法人若しくはそれらのグループ（以下「法人等」といいます。）ができるものとし、個人での申請は受け付けません。

(1) 申請資格

ア 神奈川県内に事務所を有していること

※ 県内事務所の実態を確認させていただく場合があります。

イ 次の事項に該当する法人等は、申請することができません。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている法人
- (イ) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている法人
- (ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人
- (エ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人等
- (オ) 神奈川県から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人等
- (カ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団
- (キ) 同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
- (ク) 神奈川県のこれまでの指定管理者の募集において虚偽申請により失格した法人等

(2) 留意事項

グループで申請される場合は、次の事項について留意してください。

ア 複数の法人がグループで申請する場合は、代表する法人を定めてください。

イ 単独で申請した法人は、同一施設への申請において他のグループ申請の構成員になることはできません。

ウ 同一施設への申請について、同時に複数のグループの構成員になることはできません。 等

4 申請の手続

(1) 申請書類の提出

ア 受付期間 平成26年4月3日（木）から平成26年6月19日（木）まで

イ 受付場所

(ア) 持参される場合の受付窓口

県庁分庁舎1階 保健福祉局福祉部障害サービス課運営指導グループで受け付けます。

受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

(イ) 郵送される場合の送付先

〒231-8588 神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課
運営指導グループあて

受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

封書の表に赤字で「津久井やまゆり園指定管理者申請書 在中」、裏に

法人等の住所、名称、担当者名を必ず記載してください。

(2) 現地説明会の開催

津久井やまゆり園の状況をご確認いただくため、現地説明会を次のとおり開催します。

ア 開催日時 平成26年4月18日（金）13時30分から17時00分まで ※受付は13時

イ 開催場所 津久井やまゆり園会議室

ウ 申込方法

出席される場合は、4月16日（水）までに法人等の名称、出席予定人数、代表者氏名及び連絡先を「20 問い合わせ先」に電話、ファクシミリまたはフォームメールによりご連絡ください。

なお、当日は、本募集要項を持参してください。

(3) 質問事項の受付

申請にあたって質問のある場合は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 平成26年4月3日（木）から6月5日（木）まで

イ 受付方法

質問事項を記載した文書(様式は任意)を郵送、ファクシミリまたはフォームメールで受け付けます。これ以外の方法による質問は受け付けません。

(ア) 郵送される場合の送付先

〒231-8588 神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課
運営指導グループあて

受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

(イ) ファクシミリの送付先

ファクシミリ番号 045-201-2051

(ウ) フォームメールの送付先

県のホームページ「津久井やまゆり園の指定管理者募集案内」にあるフォームメールをご利用ください。

なお、アドレスは次のとおりです。

<https://cgi.pref.kanagawa.jp/ques/questionnaire.php?openid=2000000731>

ウ 回答方法

公平を期すため、原則としてすべての質問事項に対する回答を、平成26年4月21日（月）から順次、県のホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

(4) 申請にあたっての費用負担

申請にあたっての費用は、申請する法人等の負担とします。

5 申請のための書類等

(1) 申請書類

申請に当たっては、次のアからオまでの書類を県に提出していただきます。

なお、下記「アの(イ)事業計画書、(ウ)人員配置計画書及び(エ)収支計画書」の作成

にあたっては、別冊「津久井やまゆり園の維持管理及び運営等に関する業務の基準」9頁の「申請に当たっての作成要領」に基づき、資料を作成してください。

ア 様式指定の書類（副本は写しを提出してください。）

- (ア) 申請書（様式1）
- (イ) 事業計画書（様式2）
- (ウ) 人員配置計画書（様式3）
- (エ) 収支計画書（様式4）
- (オ) 委託予定業務一覧表（様式5）
- (カ) 申請資格がある旨の誓約書（様式6）
- (キ) 役員等氏名一覧表（様式7） ※様式1から7は、様式集にあります。

イ 法人等に関する書類

正本、副本とも既存の資料の写しを提出してください。グループ申請の場合は、構成する団体別に提出してください。

- (ア) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (イ) 諸規程類
就業規則、経理規定、給与規定、その他法人の諸規程類
- (ウ) 決算関係書類
直近3事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書を提出してください。
- (エ) 平成26年度に係る事業計画書、資金収支予算書
- (オ) 指定管理者の申請に関する意思の決定を証する書類
取締役会（理事会）の議事録の写し等（代表者の原本証明を行うこと。）

ウ 官公庁が発行する書類

3ヶ月以内に発行された原本に限ります。副本はその写しを提出してください。グループ申請の場合は、構成する法人別に提出してください。

- (ア) 法人登記簿の謄本または履歴事項全部証明書
- (イ) 次の税目に係る直近年度の納税証明書（滞納していないことの証明書）
法人が行う事業のうち、法人税の課税対象となる収益事業を実施している場合は、税を滞納していないことの証明書を提出してください。

エ その他

- (ア) 所轄庁が実施した指導監査書類
過去5年分の社会福祉施設に係る指導監査の結果及び指導事項等に対する対応状況等についての指導監査書類を提出してください。
- (イ) 役員の経歴書
- (ウ) 法人独自に規定した諸規程類
個人情報保護規程、利用者支援マニュアル及び事故防止マニュアル等、利用者支援に係る法人独自に規定した諸規程類を提出してください。

オ 必要に応じて添付する書類

必要に応じて、次の書類を提出してください。

- (ア) 法人等の自主事業として行う業務がある場合

自主事業の実施計画及び収支計画

(イ) グループ申請の場合

- ・ グループ申請理由書（グループ申請する目的や必要性、構成員の選定経緯並びに資本出資及び取引関係等）
- ・ グループの構成法人及び役割分担等を記載した書類
- ・ 当該グループを代表する法人等への申請手続きに係る委任状

(2) 申請書類の提出部数

正本1部、副本1部

(3) 留意事項

ア 申請書類の変更

受付期間終了後は申請書類の追加、提出された申請書類の内容の変更はできません。

なお、申請内容の確認のため、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 申請書類の取扱い

申請書類は、返却しません。

ウ 著作権の帰属等

申請書類の著作権は、申請法人等に帰属します。

ただし、県は、申請書類を無償で使用できるものとします。

また、指定管理者の指定後、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき指定管理者として指定した法人等の申請書類を公開します。

エ 事業計画書の公表

事業計画書については、指定管理者に指定された場合、個人に関する情報等を除き、次の注意書きを付したうえで、県のホームページに掲載します。

この事業計画書等は、指定管理者の選定過程の透明性を確保し、また、県民の方々等に施設の運営方針等をご理解いただくために公表しているものです。

事業計画書の著作権は、著作権法に基づき指定管理者に帰属しており、著作権法上認められた場合を除き、指定管理者に無断で複製・転用することはできません。

オ 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

カ 申請書類の使用言語

申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

キ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請種類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格とします。

6 選定方法等

指定管理者は、申請法人等から提出された申請書類等について、次の選定基準に基づき、県立障害福祉施設外部評価委員会による評価を行ったうえで、県の行政改革推進本部で候補を選定し、最終的には、県議会の議決を経て知事が指定します。

(1) 選定基準

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」「管理経費の節減」及び「法人等の業務遂行能力」の3つの観点から、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例及び同条例施行規則で規定する「指定の基準」を満たしているか評価を行います。

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ サービスの向上 (50点)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	運営理念や利用者支援の考え方	・県立施設としての津久井やまゆり園の役割の理解及び整合性	5	条例5条1号 条例5条3号 規則6条4号	事業計画書1、7
		利用者の受入れに対する考え方	・施設役割を踏まえた受入れの確保			
	2 施設の維持管理	施設設備及び物品の維持管理能力	・管理担当者の配置計画	5	条例5条3号	事業計画書2 委託予定業務一覧表 法人等に関する書類 指導監査書類
			・契約及び執行に係る事務処理能力 ・業務の一部を委託する場合の業者選定の考え方			
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	重度・重複障害への対応	・適正な支援水準の確保	5	条例5条3号 条例5条4号 規則6条4号	事業計画書3、10、11 人員配置計画書
		強度行動障害への対応	・障害特性の理解及び適正な支援水準の確保	5		
		質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組	・質の高い利用者サービスの確保 ・利用者の障害特性やニーズを踏まえた取組による生活の質の向上 ・職員配置の工夫 ・効果的かつ効率的な業務執行に向けた工夫	5		事業計画書4、10 人員配置計画書
		診療所の運営方針	・日常的な健康管理実施方法 ・夜間等の緊急時の対応 ・地域医療機関との連携 ・誤与薬及び感染症対策 ・業務を委託する場合の医療機関選定条件	5		事業計画書5

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ サービスの向上(50点)	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	地域サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業等、地域のニーズを踏まえた事業の実施 ・地域との連携体制の構築方法 	5	条例5条3号 条例5条4号 規則6条4号	事業計画書6
		県の政策課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・県立直営施設入所者の受入れ及び地域生活移行に向けた取組 ・加齢児の受入等、津久井やまゆり園を活用した福祉型障害児入所施設に滞留する加齢児解消に向けた取組 	5		事業計画書7
	4 事故防止等安全管理	日常時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組 	5		事業計画書8
		緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制、施設内事故発生時の対応方法 ・急病人等が生じた場合の対応 救命救急士等の配置、救命に関する職員研修等 			事業計画書9
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	ボランティアの受入・地域交流等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入の考え方や事業実施への生かし方 ・地域交流、施設開放の考え方 	5		事業計画書9
Ⅱ 管理経費の節減等(25点)	注1 1 適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用にかかる <ul style="list-style-type: none"> ・積算の適切性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性 	5	条例5条3号 条例5条5号	収支計画書	
	注2 2 節減努力等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限 $\frac{(\text{積算価格}^{\ast 1} - \text{申請書の提案額}^{\ast 2})}{\text{積算価格}} \times \text{調整係数}(5) \times 20$ <ul style="list-style-type: none"> ※1 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額 ※2 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額 	20		事業計画書13	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類 の該当箇所
目 団体の業務遂行能力（25点）	1 人的な能力、 執行体制	人材育成の考え方	・年間研修実施計画と実施方法	5	条例5条4号 規則6条1号	事業計画書 11
		執行体制	・職員選考方法・基準 ・職員採用数 ・適切な支援水準を確保するための職員配置 ・責任者及び指導的立場にある職員配置の考え方 ・委託業務の執行確認、指導体制	5		事業計画書 10、11
	2 財政的な能力	財務状況	・基本財産及び運用財産の管理状況 ・借入の目的、規模、内容、償還計画	5	条例5条5号	法人等に関する書類
	3 コンプライアンス、 社会貢献	諸規程の整備 状況等	・指定管理業務を実施するために必要な法人等の諸規程の整備状況 ・法令遵守の徹底に向けた取組の状況	5	条例5条3号 規則6条4号	法人等に関する書類 法人独自に規定した諸規程 事業計画書 1、11、12
		個人情報保護 の考え方	・個人情報保護についての考え方・方針 ・個人情報の取扱い状況			
		環境への配慮	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			
		障害者雇用促進 の考え方	・障害者雇用等についての考え方			
	4 これまでの実績	これまでの管理 運営状況等	・社会福祉施設での経営実績の状況 ・津久井やまゆり園と類似の業務を行う施設での経営実績の状況 ・社会福祉施設を運営する法人等の理事の構成割合	5	条例5条6号 規則6条2号 規則6条3号	法人等に関する書類 指導監査書類 役員の経歴書

注1 「適切な積算」の評価について

- 積算に重大な誤りがある等、提案額に信憑性がない場合、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合等は、失格となることがあります。
- 積算に重大な誤りは無く、提案額に信憑性があり失格には至らないものの、積算の内容では、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障を来たすおそれが極めて高い場合、「適切な積算」の評価を与えないことがあります。

注2 「節減努力等」の評価について

- 「適切な積算」において満点を得た場合にのみ評価します。

- 計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

(2) 選定手続

ア 資格審査及び申請内容の確認等

申請書類の受理後、神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課において資格審査を行います。

イ 県立障害福祉施設外部評価委員会による評価

(ア) 実施日時 平成26年7月中旬(予定) ※日時及び場所は別途連絡します。

(イ) 実施場所 神奈川県庁周辺もしくは横浜駅周辺

(ウ) 実施方法

書類評価及び面接評価を行います。面接評価は、申請法人等の担当者(3名まで出席可)が事業計画書の内容などについてプレゼンテーションを行った後に、評価委員が質疑を行います。

この面接評価は、申請法人等が特にアピールしたい点及び申請書類の内容を確認するために実施するものですので、申請書類に記載のない新しい提案等は行わないようにしてください。

なお、県立障害福祉施設外部評価委員会は、原則として、公開の場で開催します。

ウ 行政改革推進本部による審査

県立障害福祉施設外部評価委員会による評価の結果を踏まえ、県の行政改革推進本部で審査を行い、指定管理者候補者を選定します。行政改革推進本部は、行政内部の会議ですので、申請法人等は出席できません。

(3) 選定結果の通知・公表

指定管理者候補の選定結果については、平成26年9月上旬までに、全ての申請法人等に通知します。また、県ホームページにおいて結果を公表します。

(4) 留意事項

ア 指定管理者候補の辞退等

指定管理者候補の辞退、指定議案の否決等の理由により指定管理者候補を指定できない場合、または指定した指定管理者が正当な理由なく協定を締結せず、指定を取り消された等の場合は再公募を行わず、選定結果が第2順位以下の申請法人等を順次、指定管理者候補とする場合があります。

イ 不正行為の禁止

県立障害福祉施設外部評価委員会委員に対し、不正な接触または接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合は、失格とします。

7 指定管理業務開始までのスケジュール(予定)

- 指定管理者の募集期間 平成26年4月3日(木)から平成26年6月19日(木)まで
- 質問事項の受付期間 平成26年4月3日(木)から平成26年6月5日(木)まで

- 現地説明会の開催 平成26年4月18日(金)
- 県立障害福祉施設外部 平成26年7月中旬(予定)
評価委員会(面接審査)
の開催
- 行政改革推進本部の開催 平成26年8月中旬(予定)
- 県議会における議決 平成26年10月中旬(予定)
- 指定管理者の指定の告示 平成26年10月中旬(予定)
(県公報)
- 基本協定の締結 平成26年11月下旬(予定)
- 年度協定の締結 平成27年3月下旬(予定)
- 指定管理者による管理の開始 平成27年4月1日

8 選定過程等の公表について

本施設の指定管理者の選定過程等については、透明性・公平性の確保の観点から次の内容を県のホームページ（記者発表を行う場合もあります。）等で公表します。

- 募集締切時 申請法人等の名称
- 指定管理者候補選定時提案概要、審査議事録、申請法人等ごとの採点結果、
指定管理者候補名、選定理由等
- 県広報による指定管理者告示後 指定された法人等の事業計画書
(事業計画書は、個人に関する情報等を除き、著作権法等にかかる注意書きを付したうえで県のホームページで公表します。)

9 指定の期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

なお、指定期間は、県議会の議決後、知事が指定した日に確定するものとします。

10 指定管理者が行う業務

指定管理者は、以下の業務を、別冊「津久井やまゆり園の維持管理及び運営等に関する業務の基準」に従い、行うこととします。

(1) 施設及び設備の維持管理業務

- ア 保守点検に関する業務
- イ 清掃及び植栽管理に関する業務
- ウ 警備に関する業務
- エ 物品等の調達等の業務

(2) 施設の運営に関する業務

- ア 利用者との契約に関する業務
- イ 利用者支援に関する業務
- ウ 在宅障害児者への各種支援に関する業務

- エ 診療所の運営に関する業務
- オ 地域活動支援に関する業務
- カ 利用料金の徴収に関する業務

津久井やまゆり園の利用料金は、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例に定める額とし、指定管理者の収入とします。

- キ 手数料等の徴収に関する業務

津久井やまゆり園に設置する診療所における手数料等の収納事務については、条例に定められた指定管理業務に含まれていませんが、別途、収納事務委託契約を締結していただきます。

(3) 業務の第三者への委託

指定管理者は、業務の一部を委託することは可能ですが、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

業務の一部について、第三者への委託を予定している場合は、様式5「委託予定業務一覧表」を作成し、申請時に提出してください。

「委託予定業務一覧表」に記載された業務のうち、県の承認を必要とする業務については、事前に承認を受けていただきます。

なお、委託先の選定にあたっては、県内中小企業者や障害者雇用を行う企業者等の受注機会の確保・拡大を図ってください。

また、12(9)に規定する実績報告書の提出に合わせて、業務委託実績報告書を提出していただきます。

(4) 留意事項

指定管理業務を行う際は、本施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット・ホームページ等に指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例)

神奈川県が設置した津久井やまゆり園は、指定管理者である●●が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者 ●●

電話 ●●

神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課

電話 045-210-4705

11 管理に要する経費

(1) 指定管理業務に係る経費

指定管理料の算出に当たっては、別冊「津久井やまゆり園の維持管理及び運営等に関する業務の基準」に基づき、社会福祉法人会計基準に準じて人件費（法定福利費、退職給与引当金を含む。）、事務費（給食費、日用品費、消耗器具備品費等）、事業費（保守料、修繕費（「13 県と指定管理者のリスク分担」参照）、水道光熱水費等）等、必要な経費を計上し、提案してください。

本施設では、利用料金制を採用していますので、指定管理業務に要する総経費から、利用料金収入として見込まれる額を差し引いた額を、指定管理料として提案してください。

県が積算した指定管理料の金額は次のとおりです。この金額を上回る提案については、失格とします。

年額 392,374千円（消費税及び地方消費税を含む金額）

なお、消費税は8%で積算しています。

参考：386,054千円（消費税及び地方消費税抜きの金額）

※ 指定管理料の提案額は、各年度とも県が積算した金額（消費税及び地方消費税を含む金額）を上限とします。

※ 評価項目「節減努力等」の評価は、提案された指定管理料の各年度の平均額により評価します。

※ 過去3年間の収支決算状況は、参考資料15を参照してください。

なお、指定管理料については、次の点に留意してください。

- ① 指定管理者候補の選定は、プロポーザル方式により行い、提案された指定管理料の高低だけでなく、事業計画の内容等を総合的に評価します。
- ② 県が提示する指定管理業務の基準を上回る提案も可能です。
- ③ 指定管理業務以外に自主事業を提案する場合は、申請法人等（指定管理者）の責任において行うこととします。
- ④ 県は、提案された指定管理料を基に債務負担行為を設定しますが、指定管理料は、県の予算査定の過程を経て、年度協定において確定するので、提案額が必ずしも保証されるものではありません。

(2) 指定管理料の変更等

ア 2年目以降の指定管理料

2年目以降については、提案書に基づき毎年7月末までに提出される翌年度の収支計画に基づいて協議を行い、県の予算査定の過程を経て予算化することとなります。この場合、原則として前年度の指定管理料を基準とします。

なお、大規模な制度変更や指定管理業務の変更、物価水準の大幅な変動等、指定管理料の積算に影響を及ぼす条件変更があった場合は、協議により指定管理料を変更するものとします。

イ 指定管理料の精算

指定管理業務を、県が示した要求水準を満たしながら実施する中で、利用料金収入の増や人件費等経費の節減等、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、県は、原則として精算による返還は求めません。

また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額についても、県は、原則として補填は行いません。

ウ 指定管理料の返還等

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務が履行されていないことが確認された場合には、県は履行されなかった部分に相当する指定管理料を支払わず、または支払った指定管理料の返還を求めます。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行う他の業務とは別の口座で管理してください。

また、会計処理について、指定管理者としての業務に係る経理と、それ以外の業務に係る経理とを区分して整理してください。

12 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければなりません。

(1) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法

イ 社会福祉法

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

エ 知的障害者福祉法

オ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例

カ 施設設備の維持管理に関する法規

建築基準法(建築設備の定期点検等)

電気事業法(技術基準の維持等)

消防法(消防計画の提出等)

水道法(貯水槽清掃等)

下水道法(汚水処理施設保守管理等)

健康増進法(特定給食施設の衛生管理)

大気汚染防止法(ボイラー等運転管理等)

労働安全衛生法(第一種圧力容器性能検査等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特定家庭用機器再商品化法

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

神奈川県生活環境の保全等に関する条例(ボイラー等運転管理等)

神奈川県水浴場等に関する条例(プール水質検査等)

- キ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法規
- ク その他の関係法令

(2) 文書の管理・保存

指定管理者は、神奈川県行政文書管理規程及び同運用通知に基づいて、別途、文書の管理に関する規程等を定め、業務の実施に伴い作成し、または受領する文書等を適正に管理・保存していただきます。

また、指定期間が終了時した後、または指定の取消しを受けた場合はその後、県の指示に従って引き渡していただきます。

(3) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはなりません。

また、業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うにあたり業務上知り得た内容をほかの第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければなりません。

なお、指定期間が終了した後、または指定の取消しを受けた後も同様とします。

(4) 個人情報の保護

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければなりません。

また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えいまたは滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理の確保を図るため、指定管理者は、別途、個人情報の取扱いに関する規程等を定め、公表していただきます。

(5) 情報システムの管理

情報システム等を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止を確実に行っていただきます。

(6) 情報公開

指定管理者は、神奈川県情報公開条例に基づき、管理している文書の公開に努めることとします。

また、文書の公開を行うにあたっては、別途、情報の公開に関する規程等を定め、この規程等により行うこととします。

(7) 環境への配慮

ア 指定管理者は、神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画（以下「排出抑制計画」という。）に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、県が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づいて行う定期報告等の業務に必要な事務を行っていただきます。

(主な取組み)

- (ア) 排出抑制計画に沿って、温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組みを推進すること。

(イ) 知事部局及び教育委員会が省エネ法等に基づき定期報告等の業務を行うために必要なエネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること。

イ 指定管理者は、県の環境マネジメントシステム（ISO14001の規格の要求事項に基づく）に沿って、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めていただきます。

(主な取組み)

(ア) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適性処理を図ること。

(イ) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。

(ウ) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(エ) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(8) 日報・月報の作成及び報告

指定管理者は、業務の実施にあたって、業務日報を作成して実施状況を把握するとともに、業務日報に基づき月例業務報告書を作成し、県へ報告していただきます。

(9) 実績報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度（4月1日から3月31日まで）終了後60日以内に、基本協定書に基づき、実績報告書等（管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他県が必要と認める書類）を提出していただきます。

(10) 事業計画書等の提出

指定管理者は、2年目以降の業務を行うにあたって、前年度の7月下旬までに、次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を策定して県に提出し、協議を行っていただきます。

(11) 実績報告書及び事業計画等の公表

県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等を、それぞれのホームページに掲載し、県民への周知に努めることとします。

(12) 保険の付保

管理業務の実施にあたり、指定管理者には施設賠償責任保険、施設災害補償保険等を付保していただきます。指定管理者が最低限付保していただく保障内容は、次のとおりです。

保険種別	区分	補償限度額			一事故の 免責額
		1名につき	1事故につき	年間支払 限度額	
施設賠償	対人	5000万円まで	5000万円まで	なし	30,000円
	対物	5000万円まで	5000万円まで	なし	
生産物賠償	対人	5000万円まで	5000万円まで	5000万円まで	
	対物	5000万円まで	5000万円まで	5000万円まで	

なお、県が引き続き加入する保険の内容は、次のとおりです。

保険種別	加入建物名	見積価格または再調達価額 (H25. 4. 1現在)	実損填補割合	参考
火災共済	居住棟 1 居住棟 2 厨房棟	298, 437千円 299, 010千円 218, 876千円	見積価格の40%	※県有建物等の火災共済取扱基準に基づき加入
	福祉従事者公舎	266, 683千円	再調達価額の100%	

13 県と指定管理者のリスク分担

指定管理業務の実施に伴う損害賠償や不可抗力時の負担など、県と指定管理者のリスク分担は、次表のとおりとします。

ただし、表に定める事項で疑義がある場合、または表に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえリスク分担を決定するものとします。

リスクの種類	リスクの内容		負担者	
			指定管理者	県
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担（不可抗力に起因する場合を除く）		○	
指定管理料の支払遅延	県からの指定管理料の支払遅延により発生した損害・損失や費用等の負担（指定管理者の責めに帰すことができない場合）			○
不可抗力（注）	不可抗力により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）			○
制度等変更	法令改正や制度改正など制度等変更により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）			○
	法令改正や制度改正など制度等変更により発生した費用等の減少による余剰・利益の返還（合理性が認められる範囲）		○	
施設の経年劣化、損傷、滅失等	大規模修繕		別途協議	
	上記以外の 営繕工事	各所営繕工事・計画修繕工事により県が行う工事		○
		上記以外	○	
第三者への損害	管理業務の実施において、第三者に損害が生じた場合の負担（指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた場合）		○	
保険の付保	施設賠償責任保険 等		○	
	火災保険		必要に応じ	○

（注）「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及びその他県並びに指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。

なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

14 協定の締結

指定管理者に指定された後に県と協議し、業務の実施に関する包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結したうえで業務を実施していただきます。

(1) 基本協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

協定の目的、会計年度、管理施設・管理物品、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、事業計画・人員配置計画・収支計画の提出 等

イ 業務の実施に関する事項

業務の一部を第三者に委託する場合の取扱い、事故・災害への対応、文書の管理・保存、個人情報保護の保護、情報公開の対応、環境への配慮、利用承認に関する基準、不利益処分の手続 等

ウ 指定管理料等に関する事項

利用料金の取扱い、指定管理料の支払方法、指定管理料の精算、口座の管理と経理の区分 等

エ 業務の実施に伴うリスク分担

管理施設・管理物品の修繕等に要する費用の負担、物価変動・金利変動、指定管理料の支払遅延、不可抗力の発生及び制度等変更により発生した費用の負担、第三者への賠償 等

オ 業務の報告及び監督に関する事項

業務日報の作成、月例業務報告書の提出、実績報告書等の提出、利用者満足度調査の実施、利用者からの苦情・意見等の取扱い、県による検査・監督及び指定の取消し 等

カ その他

再指定等により指定管理者が替わる場合の業務の引継ぎや原状回復等の取扱い、自主事業の取扱い、グループが指定管理者に指定された場合の対応 等

(2) 年度協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

協定の目的、協定の期間、協定の変更 等

イ 業務の実施に関する事項

事業計画、利用者アンケートの実施方法 等

ウ 指定管理料等に関する事項

指定管理料の金額、指定管理料の支払方法 等

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 申請資格を喪失したとき。または申請資格を有さないことが判明したとき。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

15 事業実施状況のモニタリング（監視）等

(1) 県によるモニタリング（監視）の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリング（監視）します。

また、県では、外部有識者で構成する指定管理者制度モニタリング会議を公開で開催し、県が行ったモニタリングの状況等についてご意見をいただくとともに、この会議の資料や議事録を県ホームページ等で公表します。

なお、利用者満足度調査は、次の方法により行っていただきます。

- ・ 簡易アンケート 施設の窓口に常時アンケート用紙を備え、利用者や家族に記入していただく等、簡便な方法で随時実施する。
- ・ 詳細アンケート 利用者自治会や、家族会を定期的で開催し、ご意見をいただくほか、アンケート用紙を利用者やその家族に一斉に送付し、回収・分析する等、詳細な内容で定期的実施する。

利用者満足度調査の結果は、モニタリングに活用します。

利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

(2) 県の監査委員による監査

県の監査委員等が神奈川県の記事を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

(3) 県との協議

指定管理業務については、通常のモニタリングに加え、県との協議の場を設定し、実施状況、改善事項等を確認しつつ、次年度の重点取組事項等を話し合いながら、行っていただきます。

16 指定の取消し等

(1) 指定の取消し事由等

県は、適切な管理を行うという指定基準を満たさなくなったと認めるとき、あるいは管理を継続することが適当でないと認めるとき等、次のような場合には、指定の取消しまたは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ア 県の改善指示にかかわらず業務の改善が行われない場合

県が指定管理者の業務の実施状況についてモニタリングを行った結果、業務の内容が要求水準を満たしていないと判断した場合、県は、期日を定めて、指定管理者に業務の適正な履行や改善等の必要な措置をとることを勧告することができます。

この期日までに業務の改善等が行われていないと県が判断した場合には、県は期日を定めて指定管理者に業務の改善を指示します。

これらを経ても、なお業務の改善等が行われていないと県が判断した場合には、県は指定を取消し、または期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

イ 指定管理者からの申出による場合

指定管理者は、条例で定める指定の基準を満たさなくなった場合、またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。この場合、指定管理者は指定の取消しまたは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を県に申し出ることができることとしており、県は、当該申出があった場合は、状況を調査のうえ、指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ウ 不可抗力の発生等による場合

県は、不可抗力の発生や制度等変更により、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合には、指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

エ 募集要項等に定める申請資格を満たさなくなったと認められる場合

- (ア) 神奈川県内に事務所を有しなくなった場合
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限された場合
- (ウ) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けた場合
- (エ) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続開始の申立てがあった場合
- (オ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がある場合
- (カ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団に該当することが判明した場合
- (キ) 同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合

オ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、または業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増

加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

17 その他の事項

(1) 事故、災害等への対応

大規模な災害等が発生した、または発生するおそれがある場合には、避難所等としての使用、帰宅困難者の受け入れ及びその他の災害対応への協力について、県または相模原市等から要請があった場合には、県または相模原市等に協力していただきます。

(2) 業務の引き継ぎについて

現在の指定管理者から業務を引き継ぐ場合または指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力していただきます。

特に、現在の指定管理者から業務を引き継ぐ場合は、新たに指定管理者となる法人等は、相当数の福祉専門職を確保し、利用者との信頼関係を構築する必要があることから、指定期間前年度から職員を派遣するなど、円滑な引き継ぎに協力していただきます。

なお、引き継ぎにあたって生じる費用は、各指定管理者の負担とします。

(3) 利用料金について

利用料金は、当該利用料金に係る利用の日に施設を管理している指定管理者の収入とします。

したがって、前納された利用料金がある場合は、旧指定管理者は前納された金額を支払っていただき、新指定管理者は当該利用料金を引き継いでいただきます。

(4) ネーミングライツパートナー制度^{*}について

本県では、厳しい財政状況のもと、より一層の施設利用者サービス向上を図るため、ネーミングライツパートナー制度を導入しています。

本施設においても、今回募集している指定期間中に同制度を導入し、愛称が付される可能性があります。導入した場合には、県は指定管理者と協議を行った上で、県またはネーミングライツパートナーの負担により、看板、パンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更や、改修工事等を行うことがあります。

また、指定管理業務等の変更等や、パンフレット等の作成をお願いすることもあります。この場合においては、県は事前に指定管理者と協議し、当該業務の費用負担等については、合理性の認められる範囲で県が負担することとし、指定管理料で調整します。

^{*} ネーミングライツパートナー制度とは、契約により施設等に「愛称」として団体名・商品名等を付与させる代わりに、命名権者（ネーミングライツパートナー）から対価を得るものです。

18 申請関係様式

- (様式 1) 申請書
- (様式 2) 事業計画書
- (様式 3) 人員配置計画書
- (様式 4) 収支計画書
- (様式 5) 委託予定業務一覧表
- (様式 6) 申請資格がある旨の誓約書
- (様式 7) 役員等氏名一覧表

※ 本様式により得た個人情報は、法人等が、神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団または同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得ていただくようお願いします。

19 参考資料等

別冊：「津久井やまゆり園の維持管理及び運営等に関する業務の基準」
申請関係様式集
施設運営に関する参考資料集
施設の平面図、立体図等の図面類等

20 問い合わせ先

- 住 所 千231-8588横浜市中区日本大通1
- 担当部課グループ名 神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課
運営指導グループ
- 電話番号 045-210-4705
- ファックス番号 045-201-2051
- フォームメールによる問い合わせ先

<https://cgi.pref.kanagawa.jp/ques/questionnaire.php?openid=2000000731>